

## 二国間クレジット制度（JCM）に係るパリ協定に基づく締約国による承認の手続き

2022年4月7日  
JCM推進・活用会議

日本国 JCM 実施要綱（2022年1月17日施行）第6条「パリ協定に基づく締約国による承認」第1項に別に定めるとしている手続きについては、パリ協定第6条3項及び第6条2項協力的な取組に関するガイダンスに関する CMA 決定（決定 2/CMA3）に従い行うものとして、以下のように定める。

1 JCM の二国間文書、規則及びガイドライン類に従ってなされた合同委員会からの通知に基づき、日本国 JCM 登録簿に発行された JCM クレジット、当該 JCM クレジットを発行した JCM プロジェクト、及び当該 JCM クレジットを取得した法人等を対象として、JCM 推進・活用会議において当該手続きを行う。

2 JCM 実施担当省は、当該承認を行った旨を、パートナー国、JCM プロジェクト名、JCM クレジットを取得した法人、JCM クレジットの識別番号、パートナー国政府による承認の状況等とともに JCM ウェブサイト(<https://www.jcm.go.jp>)において速やかに公表する。

## 二国間クレジット制度（JCM）に係る相当調整の手続き

2022年4月7日  
JCM 推進・活用会議

日本国 JCM 実施要綱（2022年1月17日施行）第7条「相当調整」第1項に別に定めるとしている手続きとして、同第6条1項に定める「パリ協定に基づく締約国による承認」を行った JCM クレジットを、同第5条第1項に定める用途（NDC の達成）に用いることに関し、NDC の対象となる温室効果ガス排出量から差し引く相当調整（以下「日本としての相当調整」という。）について、2030年度を目標年度とする NDC を対象に、パリ協定第6条3項及び第6条2項協力的な取組に関するガイダンスに関する CMA 決定（決定 2/CMA3）に従い、以下のように定める。

1 2021年から2029年の各年については、当該年に関する我が国の温室効果ガス総排出量として国連気候変動枠組条約事務局に提出する値から、2021年1月1日から当該年の12月31日までにパートナー国政府がパリ協定締約国としての承認及びNDCの対象となる温室効果ガス排出量に加える相当調整を適用することが確認され、かつ日本国 JCM 登録簿の無効化口座に移転された JCM クレジット総量について、2021年から当該年までの経過年数で除した年平均の値を差し引くことで、暫定的に日本としての相当調整を行う。

2 2030年については、NDCの対象となる我が国の温室効果ガス総排出量の値から、2021年1月1日から2030年12月31日までに実現した排出削減・吸収に対して発行された JCM クレジットのうち、パートナー国政府がパリ協定締約国としての承認及び相当調整を適用することが確認され、かつ日本国 JCM 登録簿の無効化口座に移転された JCM クレジット総量を NDC 実施期間年数である10で除した年平均の値を差し引くことで、日本としての相当調整を行う。